

進路支援委員会規程

制定 平成15年11月26日

改正 平成26年 3月31日

令和4年2月24日

令和4年12月27日

令和5年2月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、本学学生の進路に関する事項を審議し、必要な業務を行うため、教授会規程第10条の規定に基づき、教授会に進路支援委員会(以下「委員会」という。)を置き、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会には、委員長を置き、原則として教授職の者から学長が指名する。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 委員長

(2) 各学科から選出された教員各1名

(3) その他、学長が必要と認める者

3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。

4 委員長は、委員会を総理する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠員となったときには、補欠委員を選出する。

その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めたときは、本学教職員の出席を求め、議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生の進路支援に関する事
- (2) その他進路支援に関する事

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、審議結果について、速やかに総務委員会及び教授会へ報告する。

2 委員は、審議結果について、常に所属長と協議し、審議結果を、遅滞なく所属する学科会議に報告する。

(事業計画等の作成)

第7条 委員会は、毎年度、委員会の事業計画及び実績書を作成しなければならない

(事務処理)

第8条 委員会の庶務は、事務局が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 この規程の施行と同時に就職委員会は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。